

こんな相談を頂いています！

R6.10月の相談より 抜粋(一部修正しました)



*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。
回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

入所先から在宅に戻る利用者のサービス調整の件です。褥瘡処置で毎日訪問看護が特別指示書で医療保険で介入が可能だと思われます。また、訪問リハを受けたいと希望がありご家族はそれぞれ別のステーションを希望しています。その場合指示書などは二通書いていただけるのでしょうか？また、褥瘡が治った場合はどうなりますか？

A

両者は別々のサービスであり、訪問看護については主治医の指示書が必要になりますが、訪問リハビリについては、病院や診療所の医師に指示で行われるものなので指示書は発行されません。よって、訪問看護の特別指示書が終了後も同様に介護保険での指示書が主治医より発行され、訪問リハビリは必要性があればそのまま継続となります。

ちなみに訪問看護STからのリハビリを受ける場合は、一人の医師からの指示書により訪問看護とリハビリが提供されます。

Q

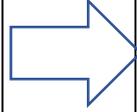
高齢者夫婦世帯。エアコンフィルターや電球交換をどこに頼んだらよいですか。

A

- ① 自費対応のヘルパーの利用
- ② シルバー人材センター
- ③ 地域のボランティアなどの情報を包括支援センターから収集

Q

精神疾患のある娘と同居の要介護3の利用者様。娘が許可しないため洗濯機を使えず洗濯ができない状態。ゴミも思うように捨てられない状況でネグレクトの可能性あり。何か良い支援方法はないでしょうか

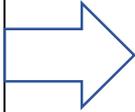


A

デイサービスで洗濯してもらう、ヘルパーに手洗いしてもらうなどはないでしょうか
地域ケア会議等で包括や行政等と情報共有することで何か解決策が見つかるかもしれません

Q

区分変更中の新規依頼の場合、契約の日付けや計画書の同意日、目標期間は区分変更日に遡りますか



A

本来は遡らず、利用者様に同意、署名をいただく日になります。やむを得ない事情がある場合もあるので、その場合は保険者にご相談いただくのがよろしいでしょう

ご相談者様からの声



事業所内のケアマネで話し合っても解決が難しいことはたくさんあるので、知恵袋さんに相談できるのはとても心強いです。いつもありがとうございます。

